令和 4 年度 第22回朝来市農業委員会総会議事録

- **1 開催日** 令和4年5月19日(木)午後1時30分~午後2時17分
- 2 開催場所 和田山ジュピターホール 小ホール
- 3 出席した農業委員 14人

1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員

4番 奥藤 康正委員 5番 髙本 知宜委員 6番 米田 隆至委員

7番 米田 利秋委員 8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員

10番 大田垣 强委員 11番 楠 晃 委員 12番 原田 昌二委員

- 13番 西 好朗職務代理者 14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 0人
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 11人
- 6 現地調査委員

農業委員 松浦 修三委員 大森 げん委員 推進委員 清原 裕一委員 髙芝 正博委員

7 議事日程

日程第1 議案第107号 農用地利用集積計画の決定について

日程第2 議案第108号 農業経営改善計画書の意見聴取について

日程第3 議案第109号 農地法第3条申請について

日程第4 議案第110号 農地法第5条申請について

8 事務局職員

事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 主事 田中 美幸 支援専門員 中川 繁春

9 農林振興課職員

農林振興課副課長 小笠原 徹 主事 福富 裕貴

10 会議の概要

○事務局 それでは、ただいまから第22回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。既に送付をいたしております次第に基づき進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

〇石原会長 〈挨 拶〉

〇事務局 ありがとうございました。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただ きたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

〇石原会長 それでは、座って進めさせていただきます。

次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員を事務局、報告してください。

- ○事務局 本日の出席委員は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員11名でございます。
- **〇石原会長** ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議 規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第22回朝来市農業委員会 総会の成立を宣言いたします。

次に、次第4「議事録署名人の指名について」ですが、1番の松浦修三委員と、2番、 大森げん委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進めさせていただきます。

日程第1「議案第107号、農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 事務局、朗読してください。

- 〇事務局 〈議案朗読〉
- ○石原会長 議案第107号の提案理由の説明を担当課に求めます。
- **〇担当課** 失礼いたします。農林振興課の福富と申します。よろしくお願いいたします。 まず初めに、大変申し訳ないですけれども、皆様に資料をお配りした後に、一部修正箇 所がございましたので、本日は別とじで資料をご用意させていただいておりますので、そ ちらで説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。

資料3ページ目、別とじの資料1ページ目をご覧ください。農用地利用集積計画の概要について。1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数。まず、田、76,481平方メートル、58筆、畑、3,634平方メートル、3筆。合計80,115平方メートル、61筆。利用権の設定を受ける戸数、20戸、利用権を設定する戸数、38戸。

次に、設定する利用権の概要について。使用貸借権、61筆、80,115平方メートル。賃貸借権、0筆、0平方メートル。

利用権の終期につきまして、令和5年3月31日、4筆、4,166平方メートル、令和7年3月31日、10筆、12,994平方メートル、令和9年3月31日、43筆、55,715平方メートル、令和15年3月31日、4筆、7,240平方メートル。

次のページをご覧いただきまして、4ページから6ページ目につきまして、利用権の設定を受ける者及び設定する者、貸借地の所在地等一覧表を掲載させていただいております。なお、今回、農地中間管理権の設定を予定しておりまして、上から4つまでがその対象となっております。

まず初めに、貸付者が●●氏、借受者が●●、山東町柿坪字片山●●番地につきましては、●●氏に。

次に、上から2つ目の貸付者は●●氏、借受者が●●、物部字横田●●番地、こちらに つきましては、●●氏。

上から3つ目と4つ目の●●氏、借受者が●●、和田山町枚田スナゴダ●●番地と和田山町枚田字五木●●番地につきましては、●●氏に今後貸し付けられる予定となっております。

7ページ目につきましては、利用権の設定を受ける者につきまして計20名掲載しております。

また、最終ページのページ番号8につきましては、利用権を設定する者、所有者として 計38名記載させていただいておりますので、またご確認いただけたらと思います。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、説明は以上となります。

〇石原会長 ただいまの担当課からの説明がございましたけども、皆さんのほうからご 意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、それでは、議案第107号につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手をお願いします。

「替成者举手〕

〇石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第108号、農業経営改善計画書の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 議案第108号の提案理由の説明を担当課に求めます。

〇担当課 失礼します。農林振興課の小笠原です。よろしくお願いします。資料のほうが12ページになりますが、この農業改善計画につきましては、認定農業者に向けて取り組まれてる方が提出されるものでございまして、農業経営基盤強化促進法の施行規則第14条第2項に基づきまして、農業委員会の意見を頂戴したいということで上程させていただいているものでございます。

今回申請されましたのは、●●でございます。●●につきましては、平成22年に任意の 営農組織として立ち上げられましたが、平成31年に法人格を取得しまして、農事組合法人 として本日まで活動されております。

資料の12ページになります。中段の農業経営の改善の方向の概要ということで、現状、 農業所得●●円ということで、これにつきましてはちょっとコロナの影響もございまして 大変少なくなっております。●●につきましてはまた後ほど説明いたしますが、黒大豆な どについて、観光バスとかそういったことを誘致しましての直販がメインで取り組んでお られます。そういったことでコロナの影響もあり、本年度、現状では所得が減っておりま す。

労働時間1,760時間を令和9年には最大の方で1,200時間ぐらいに改善していきたいということになっております。

作付につきましては、水稲を330アールから400アール、枝豆につきましては85から75アール、枝豆の黒大豆につきましては170アール、それから黒大豆、乾物のほうですが、30アール、それとピーマンについて新たに取り組まれたいということで10アールということと、作業受託を20アールから50アールに拡大しようということで計画されております。

13ページになります。借入地、営農組合の所有地はございませんので、現状の615アールから令和9年には685アールということで目標とされております。

その下の作業受託のところですが、黒大豆の枝豆と岩津ねぎですが、これにつきましては、黒大豆を作付された方から、収穫から1粒ずつ分類させて袋詰めするまでを作業受託として請け負っておられます。

あと、岩津ねぎにつきましては、これも刈取りから集荷作業までを請け負われてまして、 黒大豆と岩津ねぎ、いずれも市御堂にあります●●さんを通じて出荷するというような形 を取っておられます。

4番の生産方式の合理化に関する目標ということで、機械の更新を令和9年までに数台

予定されておりますが、ほとんど農作業に要する機械は、14ページにかけてですが、持っておられます。

現在の農用地の利用条件ですが、耕地はもちろん、上八代地区内ということで集積はされておりますが、面積が小さくて筆数が多いということで、利用効率向上のために圃場整備を望まれております。認定農業者になりまして、人・農地プランの実質化も視野に入れまして、最終的に●●さんに集積することで、市のほうも再圃場整備が可能になるものと考えております。

その他でございますが、基本的には法人経営でございますので、複式簿記の実施、青色 申告等、そういったことも既に取り組んでおられます。

最後、15ページの一番下になりますが、新規就農者が確保できたので、後継者として育成するということになっております。

次のページをご覧いただきたいと思います。16ページになります。16ページに役員の一覧が載っておりまして、一番下の●●さんが新たな後継者として、上八代区に住まれて3年後ぐらいを目途に●●を全て受け持つということで、実は農業研修生でございまして、上八代区に家を購入してご夫婦で●●を譲り受けまして、上八代区を盛り上げていきたいという考えを持っておられます。

17ページになります。収支の計画でございます。現状の実績というのは●●万円になっておりまして、水稲が、現状、コウノトリ米に切り替えられまして、現状では214キロほどしか取れておりません。それを令和9年、5年目までには何とか300キロは取っていきたいと。それから、大豆ですが、これについては黒大豆、枝豆等に全て合算されておりまして、現状282キロほどしか、10アール、取れていませんが、340ぐらい、それぐらいまで引き上げていきたいということで、それと、●●●さんが中心になりまして、今年度計画1年目、令和4年度からピーマン栽培にも取り組んでいきたいということで考えておられます。作業受託につきましては、引き続き岩津ねぎと黒大豆のほうの作業受託を受け持つということで、一番下になりますが、所得としましては令和9年で●●円ということで計画されております。

朝来市の農業経営の基本構想につきましては、認定農業者になる要件としまして、計画で450万円をクリアすればということになっておりますので、●●万円ですので、僅かではございますが、計画上問題ないものと考えております。

それと、●●の決算書のほうも確認をさせていただきまして、平成30年度では同じ面積

でございますが、所得、純利益が●●円で、少し30年は落ち込んでますが、31年度につきましては同様の面積で●●円ということで純利益を上げられておりまして、実績のほうも問題ないかと思っております。

以上でございます。ご意見よろしくお願いします。

〇石原会長 ただいま担当課のほうから説明がございました。

この件につきまして、委員から質問なりご意見等ございませんか。

この12ページの、●●円は●●円の間違いですか。

- **〇担当課** これは間違いです。
- **〇石原会長** 何かございませんか。認定農家の方は何か、支援みたいなことは何かありますか。特にございませんか。

この新規就農者の●●君、研修生のとき、私の近くで研修されておりました。私もいろいろ農業について話をした経過がありまして、親近感を持って見ております。●●の一員となってこれから頑張るということでございますけども、一人前になるようにうまく育てていただきたいというのが意見でございます。

そのほかございませんか。

髙本さん。

- ○高本委員 失礼します。令和9年のときに、機械ですね、単純に分かりやすいところで機械を更新するというようになってるんですけど、これ、9年までに順次更新なのか、9年に更新するのか、はたまた順次更新するにしても設備投資の金額が少な過ぎるんで、更新できないと考えますけど。
- 〇石原会長 担当課お願いします。
- **○担当課** これにつきましては、令和9年度までの目標ということなので、令和9年に 更新をするということではなく、令和9年までに更新をするということで聞いております。 設備投資の費用が●●円ずつしか上がっていませんので、設備投資が厳しいということで、 3畳刈りと24石型、確かにちょっと低いと思います。その辺については見直すように指示 をさせてもらいます。
- **〇石原会長** 髙本委員、よろしいか。
- ○髙本委員 はい。
- **〇石原会長** そのほかございませんか。

それでは、特にないようですので、議案第108号につきまして、委員のほうから出まし

た意見を事務局のほうで取りまとめて意見とさせていただきます。総合的判断として、適 当か不適当かを委員の皆さんにお諮りします。

適当と判断される委員は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

〇石原会長 全員賛成により、本件は適当と判断し、回答いたします。

それでは、続きまして、日程第3「議案第109号、農地法第3条申請について」を上程 いたします。

事務局、朗読してください。

- 〇事務局 〈議案朗読〉
- ○石原会長 受付順位213番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。
- ○西委員 失礼します。213番の説明いたします。航空写真、ご覧いただきたいと思います。現地は東河の一番奥の集落となります。白井でございます。譲り受ける●●氏については、全ての書類を自分で作って私のところにお持ちになりました。ということで、ご本人から説明を受けたわけでございますが、譲渡人の●●さんにつきましては、もう10年ほどになりますか、白井から滋賀県のほうへ引っ越されているということでございます。それで、●●さんの自宅というのは、譲り受ける農地のすぐ上にある、●●さんから見ればすぐ目の下にある畑でございまして、長年●●さんが留守の間、耕作をされてきたということです。●●さんからは、無償でいいよと、何とか面倒見てほしいというような話もあったようですけれども、無償というわけにはいかないだろうということで、有償ということで申請がありました。地区の同意も取っておられ、何ら問題ないかと思います。ご審議よろしくお願いしたいと思います。
- **〇石原会長** 続きまして、受付順位214番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員 に求めます。
- ○米田(隆)委員 説明を申し上げます。214番の航空写真をご覧ください。この申請地につきましては、和田山方面から南向きに国道を走っていただきますと澤第一交差点というのがございまして、物部の集落に入る県道に入っていただくと、円山川を渡り、播但線を渡ってすぐに、右左に申請地が2筆ございます。申請地の●番地についてはやや山手のほうにある圃場でございますし、申請地●番地については、播但線側に見えるというような位置関係にあるということをご理解いただきたいと思います。

この3筆の許可申請につきましては、譲渡人の●●さんにつきましては、備考欄に記載

がされておりますように、実質の譲渡人であります●●さん、この方は今施設にお入りのようでございまして、成年後見人として●●さんをお立てになって、交渉が進んだというように聞いております。

譲受人の●●さんにつきましては、物部のほうに移住をされまして、今現在、研修中で ございますけれども、研修中におきましても既に物部の地域内に溶け込んでいただいて、 まずは本格的に近いような営農活動を展開されているということでございまして、これか ら物部の農地を担っていただく一員として誠にふさわしい若手のリーダーになるだろうと いうように私どもは思っているとこでございます。

今後、これらの物部の農地を若手の方々に託さなければいけないということでございますので、その点もご理解いただきまして、今回の農地法第3条の譲渡しについてよろしくご審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

〇石原会長 ありがとうございました。

受付順位213番及び214番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。 現地調査委員の松浦委員のほうから補足説明はございますか。

- ○松浦委員 失礼します。5月9日ですけれども、私を含め4名の委員、それから事務局2名の計6名によりまして、現地調査を行いました。先ほど地元委員さんの説明のとおりでございまして、特に補足はございません。以上です。
- **〇石原会長** ありがとうございました。

それでは、皆さんのほうからこの件につきましてご意見なりご質問はございませんか。 特にないようですので、それでは、受付順位213番について採決を行います。 賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。 続きまして、受付順位214番について採決を行います。 賛成の方は挙手をお願いします。

「替成者举手〕

〇石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第110号、農地法第5条申請について」を上程します。 事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 まず、変則ですけれども、受付順位217番を先に審議します。

原田委員は受付順位217番関係者でありますから、朝来市農業委員会の総会会議規則第 18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、退席を求めます。

それでは、受付順位217番の提案理由の説明を、原田委員の隣接の地元委員の前田委員 に求めます。

○前田委員 それでは、ご説明させていただきます。受付順位217番の航空写真をご覧ください。申請地は和田山町枚田にありまして、航空写真右下に映っております国道312号線、すき家和田山店があります交差点を西方向に200メートルほど進んだところにありまして、写真に大きく映っております円山川の右岸に所在します。周りにはコカ・コーラ配送所、市の学校給食センター、同じく市の防災センター等があるところで、2筆の申請となります。

申請案件資料217番をご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可申請となります。第3種農地で、都市計画区域内、準工業地域となります。このたび、譲受人が申請地を埋立て、宅地分譲販売をすることになりまして、譲渡人との売買の合意を得まして今回の申請に至りました。

具体的に述べますと、譲渡人の●●氏と●●氏は親子関係にありまして、2人の所有する田を●●氏が代表取締役を務めます●●が譲り受けようとするものであります。

申請地周辺は、朝来市新市街地として開発、振興を進めようとしている場所であり、周辺は既に2車線の道路が整備されておりますし、農業振興除外地となっておりまして、売買の合意が可能となりました。3,000平方メートル以上の開発を行う大変大きな事業となりますが、一般基準に基づき、資力、信用について、見積書及び金融機関の残高証明により確認しましたし、ごみステーションや公園の設置等の開発内容及び道路法第24申請の届出等から事後計画やその内容等がしっかり目的として果たされると思われます。

また、地区地元区長、農事部長、土地改良区及び隣接所有者の同意書も添付され、何ら問題無く許可相当と思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

〇石原会長 ありがとうございました。

提案理由の説明がございました。現地調査委員の大森委員のほうから補足説明はございますか。

○大森委員 5月9日に、職員2名、農業委員2名、推進委員2名で現地確認をいたしました。先ほど説明があったとおり、何ら問題はありませんでした。以上です。

〇石原会長 それでは、この件につきましてご意見なりご質問は皆さんのほうからございませんか。

特にないようですので、受付順位217番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

〇石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、原田委員、お戻りください。

それでは、受付順位215番の提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、受付順位215番をご説明させていただきます。215番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山町駅北の東河橋西詰近くにお住まいの、譲受人●●さん宅の南側に隣接する地番●●番地の案件です。地目は畑、地積13平方メートルで、●●さんの用地と隣接申請地を駐車場として整備し、利用したくこのたび合意に至っております。

申請案件資料、受付順位215番は立地基準及び一般基準とも問題なく、地元同意も取られております。何ら問題無く許可相当と思います。よろしくご審議ください。

〇石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位216番の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 失礼します。それでは、ご説明をさせていただきます。受付順位216番の航空写真をご覧いただきたいと思います。ちょうど中ほどでございますけれども、県道136号線が通ってございます。この申請地につきましては、国道9号線から山東町の大垣の交差点を右折し、お進みいただきまして、そして国道427号線を直進、山東庁舎の交差点であります信号を右折していただいたら県道136号線に出てまいります。その136号線を直進で150メートルほど進んでいただきまして、目標物でありますけれども、こめやストアーというのがあります。ちょうどそのストアーの駐車場の角を回っていただいて10メートルほど、それから、また再度左側に折れまして15メートルほど進んだところが今回の申請箇所となります。

譲渡人の●●さんにつきましては、該当する土地の所有者でございまして、長年耕作を されておられたということで、この土地につきましても有効活用したいということで模索 をされている中で、今回、譲受人でございます株式会社●●の代表取締役●●さんの間で 売買契約が成立したということで、今回の申請となりました。 地元の区長、それから、農事部長さんの同意をいただいておりまして、また、申請案件 資料につきまして、5条の添付資料に基づきチェックいたしました。立地基準及び一般基 準項目等につきまして、資力、信用につきましても見積書、それから預金残高証明書等の 確認をさせていただきました。何ら問題ないと思います。許可相当と思いますので、ご審 議よろしくお願いいたします。以上です。

〇石原会長 ありがとうございました。

受付順位215番から216番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。 現地調査委員の大森委員のほうから補足説明ございますか。

- ○大森委員 5月9日に確認をしましたけど、何ら問題無かったと思います。よろしく お願いします。
- **〇石原会長** ありがとうございます。

それでは、215番、216番につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 特にないようですので、受付順位215番について採決を行います。 賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。 続きまして、受付順位216番について採決を行います。 賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

- ○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。 以上で議案審議は全て終了いたしました。 西職務代理者に閉会の挨拶をお願いします。
- **〇西職務代理者** 〈閉会挨拶〉

(午後2時17分終了)